

環境福祉常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成25年9月10日（火）午後2時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである、

委員長	松元 深君	副委員長	田代昇子君
委員	前島広紀君	委員	有村隆志君
委員	新橋実君	委員	池田守君
委員	今吉歳晴君	委員	前川原正人君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5. 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

6. 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	花堂 誠君	児童福祉課長	田上哲夫君
児童福祉・保育G長	竹下里美君	児童福祉・保育G	藤田光治君

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 村上陽子君

8. 本委員会の付託案件は次のとおりである。

なし

9. 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

児童クラブの現状と課題について

10. 本委員会の概要は次のとおりである

「開会 午後 2時00分」

○委員長（松元 深君）

ただいまから、環境福祉常任委員会を開会します。本日は所管事務調査を行います。本日の会議はお手元に配付した次第書に基づき審査したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。[「異議なし」と言う声あり] それではそのようにさせていただきます。早速児童クラブの現状と課題について執行部から説明をお願い致します。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

皆さま改めましてお疲れ様です。また、本日は保健福祉部所管の児童クラブの問題について所管事務調査をいただくということで本当にありがとうございます。今回の議会の一般質問においても

宮内議員のほうから児童クラブ問題についてということで御質問がありまして、その中でも私のほうで御答弁申し上げましたが、御案内のとおり平成27年4月1日から子ども・子育て関連3法に基づく新しい制度が始まろうとしているところでございまして、この放課後児童クラブにつきましても、地域の子ども・子育て支援事業という制度が新たに作られますが、その中の13事業の一つとして計画されているところでございまして、正にここ数年が過渡期になるというようなことでございます。そういう中でこういう所管事務調査をしていただくということはタイミングが非常にすばらしいと思っているところです。なお、児童クラブ連絡会とも語ろかい等でいろいろ議論をいただき、我々もざっくばらんに申し上げますと、児童クラブ連絡会も行政のほうにはなかなか言えないということも、議員の皆さまにはまた別な角度でお話があったというように聞いているところでございます。今日はそういったことからいろいろ御質問等お受けしながら、さらには一番大事な現場を見ていただくということが主になろうかと思っておりますのでどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは詳しくは皆様方のお手元に配付しております資料に基づきまして主管課長の田上のほうから説明を申し上げます。よろしくお願ひします。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

それでは私のほうからお手元にお配りした資料を基に御説明いたします。放課後児童クラブというタイトルで左方に打っております。まずは放課後児童クラブの位置付けからでございますが、平成9年の児童福祉法の改正で、放課後児童健全育成事業として新たに法律上に位置付けられているところでございます。平成22年3月霧島市放課後児童クラブ設置運営基準ガイドラインと呼んでおりますが、こちらを策定いたしました。現在このガイドラインに沿った最低水準で維持されているというふうに認識しております。ただいま部長からも報告ありましたが、平成27年度からの施行予定の子ども・子育て支援法において、地域子ども・子育て支援事業、13事業の一つに位置付けられ市町村子育て支援事業計画、平成27年度からの5年間計画の中に盛り込み、設備運営基準を市町村が国の定める基準を参考に条例で定めるということになっております。財源については事業計画に基づいて、国からの交付金が交付される予定でございます。現在は国・県補助及び市単独の補助で行っているところでございます。放課後児童クラブの推移でございますが、こちら両方5月1日現在の推移です。平成17年、19クラブで401人の登録がございました。平成25年におきましては34クラブ1,121人の子供の登録がなされているということでございまして、この間に子供の登録数もかなり増えているということでございます。また、小学校校区数、小学校数に対する設立というのを児童クラブの調査等では使っているようではございますけれども、こちらのほうが平成25年5月1日時点で、35校区に34児童クラブがございまして、97.14%という数字になっております。その下に平成22年度に調査した数字がございまして、その数字を見ても霧島市が88.2%であったのが平成25年には97%ということで着実に整備が進んでいるというふうに考えております。校区に児童クラブのない小学校校区もございまして、11校区ほどあります。線を引いてあるのが特認校でございます。特別の小学校や校区から児童クラブを造ってくれという希望はございませんけれども、特認校を実施している

所などは、特に行き帰りのバスとかJRの時間まで学校内で子供を見ているような状態がございます。それで特にそういう声が上がってこないのかなというふうにも捉えております。補助金の推移のほうでございますが、国・県市単独補助を合わせた数字がこれでございます。市の単独補助を行っているのは県内19市のうちの9市で実施と確認しております。平成18年度決算額で4,600万円。平成24年度決算額で1億3,500万円ということで、上の17年、25年の子供の数と比べると、17年、18年で一人の子供に10万円くらいなのかなと、平成25年度の数字、平成24年度の決算あたりで見ますと、それが一人の子供あたり年間、十一、二万円という感じで決算見られるのかなというふうに考えております。今後の課題でございますが、保育料の統一及び減免制度というふうにしております。今回の議会の中でも御質問いただいておりますけれども、減免制度をするにあたって保育料統一をする必要があるのではないかと考えております。どの小学校区に住んでいても同じ保育料で質の高い学童保育を受けられるように新制度に合わせて設備・運営基準等定めていきたいと考えております。裏面のほうに表が小さくて申し訳ないのですが、一番右側に月謝・保育料・利用料とも書いてございますが2,500円のところから1万円くらいまで幅がございますので、地域によって利用できる所がクラブの月謝が違うというような事が現状でございます。次に課題としては施設の老朽化への対応というのがございます。合併後に設備した施設を良好な状態で維持するための保守・修繕等の必要性が今後出てくると考えております。平成19年度国分北児童クラブを公設で整備いたしました。この辺から点検・修繕の必要性を確認していかなきゃいけないなということでございます。その他でございますが、本日現地調査をする児童クラブの状況といたしましては宮内児童クラブのほうは施設の老朽化で建て替えの要望があるということでございます。それから上小川児童クラブにつきましては上小川地区の公民館において実施しておりますので、児童クラブ施設の新設の要望が出ております。こくぶみなみ児童クラブにおきましては要望により平成24年度に施設を建設し、国分南小学校に隣接した所に利用する児童の安全な環境の確保が実現したところでございます。建物につきましては木造平屋建て124.21㎡で主体工事費は2,037万1,950円ということでございます。以上で私からの御説明は終わります。

○委員長（松元 深君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（今吉歳晴君）

この児童クラブのない小学校、これについて今後はどういう対応をされるのか。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

今後、要望等がございましたら事態を確認いたしまして、学校内で対応できないかというのを最初、空き教室等があればそういった形で考えてまいりたいとは思っております。

○委員（今吉歳晴君）

児童数が少なければあえて造る必要もないと思いますし、それと例えば今後造っていかれる児童クラブについては耐震化を想定した建築となるのですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

合併直後の児童クラブにつきましては簡易的な、いわゆるプレハブ等で造っていたのですが、現在はこくぶみなみ児童クラブが直近でございますけれども、やはり地元産の木材を使ったものとか、木造の建物もございます。私ども技術を知りませんので、木造が耐震検査をするべきかどうかというのは分かりませんが、私の知っている限りでは昭和五十五、六年ですかね。それ以前のもので建築基準法等で基準になっていない、耐震になっていないということでお聴きしておりますし、また、児童クラブについて国のほうから、あるいは県のほうから耐震基準というものは示されていないところでございます。

○委員（今吉歳晴君）

児童クラブについては文部省の建築基準とかそういうものは対象外ではあるのですよね。だけど、文部省基準とかいうのになると、相当単価の高いコストの高い児童クラブになってしまうのではないかと思います。その辺については国に準じた規制というのはいないわけですか。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

おっしゃるとおり、国が児童クラブに対してこういう基準で造りなさいよというのはございません。

○委員（前島広紀君）

今の続きですが、今度27年度以降はその基準というのは、設備と運営基準は市が条例で定めるわけですよね。そうしたとき全国的で見れば市によってまちまちの基準が出てくるわけだけど、ここにも書いてあるんだけど、今までは基準もそうなんですけれど、財源についても市単独とか国の補助金でやっていたんだけど、今度は国からの交付金とここに書いてあるんですが、その件もちょっとお尋ねしたいんですけども、市単独の補助金はなくなって国から全部出てくるのか、その高い基準を定めたのにそれに合わせて業者がそれを造ったときに国から交付金が下りるのか。そのあたりちょっと尋ねたいのですけれど。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

確かに今委員から御指摘のあったとおりでございまして、国としては27年4月からはいわゆる財源としては一括交付金という、いわゆる施設等に対する施設給付型というようなもので見ております。それから子ども手当とか、ソフト面で別な給付ということになっているのです、ただその財源がどのように配分されるかはまったく見えないところでございまして、それが見えない中で今、市単独で建設については公設民営という基本方針に従ってしているわけでございますので、その一括交付金が定まらないままに市が先行して、市の単独補助をなくすとか、まだそこまでは議論が至らないということで今日のところは御了承いただきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

二、三お聴きをしておきたいと思っております。先ほどの議論の中でも出たわけですが、今後児童クラブの保育指針設置運営基準というのが平成27年度までに制定をしていくというのが大きな課題にな

ってくるだろうと思うのですが、問題はこの基準をクリアできるクラブがいくらあるのかというふうに今の段階で、まだまだ施設整備は内容も充実させていけばクリアするための一つの方法として手順を踏むところもあるでしょうけれども、今現在で基準をクリアでき得る施設をどれくらい現在で把握といたしますか、分かっているればお知らせいただきたいと思います。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

先ほど国の細かな基準というのではないというふうにお答えしましたけれども、実際今行っているガイドラインを厳密な形でやっているわけではなくて、例えば指導員が子供20人に対して、一人は最低必要ですよとかいうような配置基準であったりします。ですので建物そのものがどういう基準で決まってくるかというのは、今後国の日程ですので、それをもって市としてまたどういう形に条例で定めていくかというのは、今後また検討していかなければいけない。その水準を高くすればするほど、それに合わなくなる場所もあるのではないかとするのは不安を持っているところなので、そこは条例との擦り合わせをどういう形ですか十分考えながらやっていきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

先ほど今後の課題としてどの小学校区に住んでいても同じ保育料で、質の高い学童保育を受けられるという、これは当たり前のことですが、要は児童クラブを運営する基準というのは質が高いほどいいわけですね。しかしそこで働いている指導員の皆さん方の、現在、昼間大体2時間から3時間程度の労働時間の中で、時間給の低さというのが指摘される部分があるわけですが、その辺についての懸念を払拭していかなければならないだろうというような問題も出てくると思うのですが、その辺について、これもまだ指針がどうこうと言えませんが、今の段階での見解をお示しいただければと思います。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

児童クラブの方々からの御意見もそここのところは、待遇面とか処遇の問題出ております。この一覧の表を見ていただいても、児童数と指導員数というのが書いてありまして、児童数が同じくらいの例えば40人ぐらいの所でも6人いる所、11人いる所があるんですね。これはそういう方々が係わっているということで、すべてその人たちが常時いるというわけではないと思いますので、その辺を配置の基準等に合わせたときにどれくらいのお金が充てられるかということによって、その人達の処遇というのが決まってくるだろうなと思っておりますので、そここのところがどれくらいの予算を付けるのか、どうなのかというのは関心が非常に高いところです。それと市独自の補助みたいな形の上乗せという形を残す自治体もあれば、それはもう止める自治体も出てくると思っておりますので、その辺は児童クラブをやっている方と我々のどういった水準のどういったものを維持するんだというような考えを話をしていかなければいけないと考えております。

○委員（前川原正人君）

先ほどおっしゃるように新制度に合わせて基準も質の高いもので、学童保育を必要とする家庭・子供については漏れなく利用できるという体制を取っていきたいというのは大きな目標というふ

うになると思うのですが、入ることができない、学童を利用することができない家庭をなくすというための対応策というのがやっぱりこれも一つのハードルだと思うのですね。ですからそれを条例でどこまで書き込むのか、どこまでそれを担保するのかという問題が出てくると思うのですが、これも先ほどの話ではないですけど、基準が国の指針が、設置基準がだいたいどういうふうに出てくるかでまた違ってきますし、またその基準に対し上乘せサービスをまた条例でやるのかということも出てくると思うのですが、その辺についてどういう対応策をお考えなのか。まだ基準が出ないのでこうだとは言えないでしょうけど、今後の展望としてどうお考えなのかお聞きをしておきたいと思います。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

議会の一般質問の中でも2問目以降でお答えしましたけれども、霧島市の児童クラブ連絡会につきましては、児童クラブ総数、今現在、直近では34クラブありまして、そのうち横川児童クラブの一つだけが公設・公営でございまして、あとはすべて民営で運営されております。したがって33の民営の児童クラブのうち16が、市の児童クラブ連絡会に加盟して行動していらっしゃる。いろんな情報交換をしていらっしゃるということをお聞きしておりまして、あと17の児童クラブの皆さんの考え方もやはり後は把握してまいらなければならない。そういった状況もございまして、皆さんの現場の意見を聴いて統一した基準、例えば保育料とか指導員の報酬についての目安とか、どこまで決め込めるのか、そこが非常に重要でございまして、今の漠然とした今後への対策としますとやはり条例では総論的なものを規定して、あるいは目標とする限度とか、あとは運用ということで細かい条例の取り扱いの要領方針的なものを決め込んでいかないと条例で細々うたいこむのはちょっと無理かなと今のところは思っております。ただ目標は議員もおっしゃいました児童クラブの質、それと量、量についてはだんだん解消できているのですけれど、質を高めていく基準、そこは十分現場の声もお聞きして決めていきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

これは議員と語りかいで出た意見ですが、児童クラブでの方が一の事故ですね。それに対応するのは誰なのか。責任所在はどうなのかとういことも、今のところ大きい事故というのがないからこそ、何とかここまで来られたというのもあるんでしょうけど、問題は事故等に対する責任所在がどうなのかという、その辺も基準に載せられるであろうし、要綱や条例等でその辺は一線引かなきゃいけない部分があると思うのですが、その辺についての今後の対策、事故がないことが一番いいのですが、これもどういうふうにならぬのか想定できない部分でもありますけれども、その辺についてどうお考えなのかお示しいただきたいと思っております。

○児童福祉課長（田上哲夫君）

事故等の対応責任の所在ということでございますけれども、これが正に児童クラブというものがどう位置付けをされるのかにかかってまいります。認可保育所の場合は当然市が行うべき保育ということで、委託して市にも当然責任がございまして、国が今検討しているなかで、児童クラブがどう

いう位置付けをしてくるのか。子ども・子育て会議の国の会議の中で今検討が進んでおりますので、近い段階にそういうのが見えてくると思います。それに従って市でもそういった位置付け、それに伴う責任の所在ということになってくると考えております。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。ないようですので執行部に対する質疑を終わります。ここで暫く休憩します。次に宮内児童クラブ、上小川児童クラブ、こくぶみなみ児童クラブの現地調査を行います。ここでしばらく休憩します。

[休 憩 午後 2時30分]

[再 開 午後 4時35分]

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。

○委員（前川原正人君）

3か所現場を見せていただき、その上で指導員の皆さん方の話を聴く機会を委員会として設けたわけですが、一番の今後の課題としては保育指針と設置運営基準というのが、まだ国が見せない、見えていない段階で条例制定を今後求められていくことになっていくわけですが、しかしまだ今の段階では今の問題点の整理・精査というのも当然、今後していかなければならない部分だと感じております。なので、やはり本日行いました所管事務調査及び、各所管の部・課を呼んでの質疑応答をした中で、いろんなことが明らかになったわけですが、今後の課題ということで任期もないですし、今後の検討課題ということで、先送りというはおかしいですけど、環境福祉常任委員会の大きな取り組むべき方向性が見えてきたのかなという気はしております。委員長報告をするかしないかについては皆さんで議論していただければと思います。

○委員長（松元 深君）

一応議事録としては残しておきますが、まだ設置基準が見えてないので、しっかりその辺が見えてからということで、委員長報告は、今回は見送るということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

次に、3の閉会中の所管事務調査については、項目を生活環境行政及び保健福祉行政について提出しておくということでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。したがって、環境福祉常任会を閉会いたします

「閉 会 午後 4時50分」

以上，本委員会の概要と相違ないと認め，ここに署名する。

委員 長 松 元 深